養護老人ホームとは？

養護老人ホームとは、身体的・精神的または経済的な理由などにより、ご自宅での日常生活が困難な概ね65歳以上の高齢者が対象の施設サービスです。自立した生活を送れるように支援として、食事や日常生活の見守りやお手伝いをしています。

もし、介護保険サービスが必要になった場合でも介護サービスを利用することができます。

養護老人ホームの基礎知識

☞どんなときに？







1　介助者がおらず、日常生活に支障をきたしているとき
2　経済的な事情で在宅生活に困窮しているとき
3　住居の老朽化等で住環境に支障をきたしているとき
4　自立しているが、身体的や精神的な機能が低下しているとき
5　家族による援助が難しいとき

☞養護老人ホームの利用対象者は？

原則65歳以上の高齢者で、以下の理由に該当する方。

環境上の理由　以下すべてに該当すること

A）入院加療を要する状態でないこと

B）家族や住居などの理由で、現在の環境では在宅生活が困難であると認められること

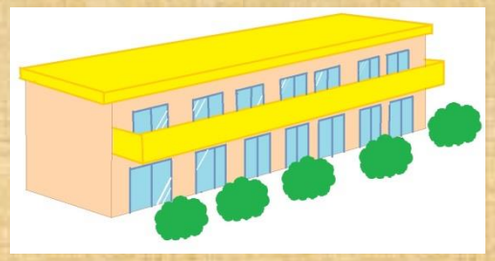
経済的な理由　以下のいずれかに該当すること

1. 対象者の属する世帯が生活保護法による保護を受けていること
2. 対象者およびその者の生計を維持している者の前年の所得について、その所得が生じた年の翌年の市町村民税の所得割の額がないこと
3. 災害その他の事情により、対象者の生活状態が困窮していると認められること

【ご注意】
※社会復帰を支援するための施設なので、寝たきりの方や介護度の重い方は利用できません。
※所得の多い方は利用できません。

養護老人ホームのサービス内容

☆施設で提供される具体的なサービス
- ・食事の提供
- ・日常生活のサポート
- ・自立支援
- ・悩みごと相談
- ・健康管理
- ・クラブ活動などのレクリエーションなど



入所中に要介護認定を受けた場合には、介護保険サービスを受けることも可能です。
※サービスの内容は、施設によって異なります。

よくある質問①

Q. 入所することでのメリットやデメリットは？

A. ○メリット　：他の介護施設に比べて、低額（※）で利用することができる。
（※対象者の収入状況によって利用負担額は変わります。）

×デメリット：・介護度が重くなったり、入院が3か月以上になると退去しなければならない。

・市町村の措置入所となるため、希望する施設や時期に必ずしも入所できるわけでない。

Q. 特別養護老人ホームとの違いは？

A. 特別養護老人ホームは、介護保険の認定を受けて希望する施設との契約で施設サービスを利用することに対し、養護老人ホームは「精神的・環境　的・経済的事情により生活が困難である」と認められた方が利用することができます。

養護老人ホームの入所までの流れ

入所相談

市役所（福祉課　高齢者支援係）や各総合支所（地域振興課）、地域包括支援センター、民生委員に相談しましょう。
詳しい話を伺ったうえで、申請書等をお渡しします。



入所申込み

市役所（福祉課　高齢者支援係）、各総合支所（地域振興課）の窓口で受け付けます。
必要書類がすべて揃った状態で受理します。



調査

本人やその扶養義務者について、心身、生計、住環境等の調査を行います。

入所判定委員会

調査結果等に基づき、養護老人ホームの入所対象となるか判定します。
判定委員会は、奇数月の末に開催します。

措置決定

入所判定委員会で入所対象と判定された方は、申込順に待機者名簿に登録されます。

入所

施設に空きが生じた段階で、入所待機者順に市から電話で照会を行います。
入所の意思を確認した後、施設側が面接調査を行い、受け入れ可能と判断されれば入所となります。

※特別な事情がなく入所照会を断った場合、待機者順位が一番下になります。（特別な事情とは、第一希望の施設ではない、入院中である、退院後一時的に他の福祉施設に入所したばかりであるといったものです。）

※介護の状態によっては、施設側から受け入れ困難と判断される場合もあります。

養護老人ホームの費用

☞ひと月あたり、どのくらいかかるの？

養護老人ホームの利用費は、収入に応じて法律で徴収基準額が階層ごとに定められています。

①入所者本人の徴収

基本的には、前年の対象収入に応じて徴収します。
※対象収入：年金等の収入から税金や社会保険料、医療費等の必要経費を引いた額になります。

対象収入	費用
270,000円以下の場合	0円
270,001円以上 1,500,000円以下の場合	1,000円～81,100円／月
1,500,001円以上の場合	(150万超過額×0.9÷12か月)+81,100円 ※100円未満切り捨て

②主たる扶養義務者の徴収

民法に定める扶養義務者のうち、原則として、入所者本人と同居していた配偶者または子を主たる扶養義務者とします。
ただし、一人暮らしの高齢者について、扶養の実態がある場合には、別居の配偶者または子も対象となります。
また、入所者を税法上や医療保険の被扶養者、扶養手当（その他これに準ずる手当を含む）の支給対象者としている場合も同様です。
以上の要件に当てはまる場合、入所者の生活を援助する義務（扶養義務）が生じるため、前年の所得税等に基づき徴収します。

対象となる扶養義務者	費用
生活保護を受給している方 または市町村民税が非課税の方	0円
所得税が非課税で 市町村民税所得割が非課税 （均等割のみ課税）の方	4,500円／月
所得税が非課税で 市町村民税所得割が課税の方	6,600円／月
所得税が課税されており、 その税額が6,270,000円以下の方	税額によって異なる 9,000円～191,200円
所得税が課税されており、 その税額が6,270,001円以上の方	その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額

養護老人ホームの入所に必要な書類

〇老人ホーム入所申込書（様式1）
〇診断書（様式2）
〇収入申告書（様式3）
〇扶養義務者等親族状況表（様式4）
〇同意書（様式5）
〇民生委員意見書（様式6）
●主たる扶養義務者認定調べ（様式7）
　※申込受付後に調査票を発送します。
〇戸籍謄本
　※改製原戸籍謄本・除籍謄本が必要となる場合があります。
〇身元引受人の住民票（本籍記載分）
〇所得課税証明書
　※配偶者または子がいる場合。全員分必要です



以下は窓口に提出し、必要に応じて写しをいただきます。
1. 年金等の通知書（受給している年金すべて）
2. 通帳
3. 健康保険証
4. 介護保険被保険者証
5. 障害者手帳（身体・知的・精神）



よくある質問②

Q. 世帯上、分かれているけど、一緒に生活している場合は？
A. 入所申込みの際、対象者と同一世帯に属する主たる扶養義務者を「生計を維持している者」とみなします。

☑扶養義務者の認定
・民法上の扶養義務者のうち、配偶者および子
・他の者と養子縁組をした実子
　上記の扶養義務者が2人以上いる場合、納税額が最も多い者を「主たる扶養義務者」とします。

☑同一世帯の認定
（同一の住居、敷地に居住している場合）
・同一の住居に居住し、生計を一にしている配偶者および子は、同一の世帯員と認定します。
・同じ敷地内で棟を異にし、住民基本台帳上は別世帯となっている場合でも、社会生活上家計を共同して生活を営んでいる場合は同一世帯と認定します。

（同一の住居、敷地に居住していない場合）
・居住を一緒にしていなくとも、出稼ぎをしている場合、治療のため病院等に入院している場合、仕送り等により対象者の世帯の生計が維持されている場合などは、出身世帯に属する扶養義務者とみなし、同一世帯として認定します。

《まとめ》
　養護老人ホームは、高齢者の生活を守るという目的で老人が入居する施設ではあっても介護を受ける施設ではなく、見守りや生活に困窮する高齢者が入居する施設です。環境的にも経済的にも、また、現在一人暮らしだが心身の状態から一人暮らしが困難となってしまった、現在の環境では生活ができない方が、行政の判定により養護老人ホームに入所するということになります。これを『措置入所』といいます。
　費用も前年の収入や課税額に見合った範囲で設定されており、無理のない費用徴収額が認定されます。
　介護保険施設と違い、養護老人ホームは生活に困窮している65歳以上の人が入所する施設であり、養護老人ホームへ入所し生活していても、病状の変化などで在宅サービス、介護保険施設への入所が適切と判断された場合、特別養護老人ホームへ移ったり、他の生活支援や見守りを受けることが可能となり、入所資格の『一人で生活が困難』のいう項目から外れるなどした場合は『措置解除』といって退所となります。

《申し込み先・問い合わせ先》
国東市役所　福祉課高齢者支援係、または、お近くの総合支所地域振興課まで
福祉課　高齢者支援係：〒873-0503　国東市国東町鶴川149 電話（0978）72-5164　FAX（0978）72-5171